

横浜市市民協働推進委員会における部会委員の指名について

■横浜市市民活動運営支援事業部会

(敬称略、50音順)

氏名	所属等
※ (推進委員)	
※ (推進委員)	
大塚 朋子	特定非営利活動法人こまちぶらす マネージャー
八木 勇也	横浜信用金庫 営業統括部 地域連携課 リーダー
淵元 初姫	法政大学ボアソナード記念現代法研究所 客員研究員 NPO 法人サードプレイス 理事

※は委員長が指名する委員

■横浜市市民協働推進センター事業部会

(敬称略、50音順)

氏名	所属等
※ (推進委員)	
※ (推進委員)	
田辺 由美子	特定非営利活動法人 くみんネットワークとつか 理事長
永岡 鉄平	特定非営利活動法人 フェアスタートサポート 代表理事
吉武 美保子	特定非営利活動法人 新治里山「わ」を広げる会 事務局長

※は委員長が指名する委員

横浜市市民協働条例施行規則（抜粋）

(部会)

第9条 市民協働推進委員会に、横浜市市民活動運営支援事業部会及び横浜市市民協働推進センター事業部会を置く。

2 横浜市市民活動運営支援事業部会は、条例第6条第1項の規定による市民公益活動に対する財政的支援に関し必要な事項を調査審議する。

3 横浜市市民協働推進センター事業部会は、条例第9条第1項の規定による選定又は条例第10条第2項の規定による決定、市民協働事業に係る財政的支援（前項に規定するものを除く。）その他の市民協働事業の推進に関し必要な事項を調査審議する。

4 各部会は、委員長が指名する委員及び次条第2項の規定に基づき市長が任命する専門委員をもって組織する。

(第5項及び第6項省略)

(専門委員)

第10条

2 専門委員は、学識経験のある者、市民公益活動を行う市民等の代表者その他市長が適当

と認める者のうちから、市長が任命する
(第1項及び第3項から第4項省略)

横浜市市民協働推進委員会部会運営要領 (抜粋)

(所掌事務)

第2条 部会は、次の部会とし、市民公益活動に係る次のそれぞれの事項について調査審議する。

(1) 市民活動運営支援事業部会

ア よこはま夢ファンドの助成金の交付に関すること

イ その他、よこはま夢ファンドの活用に関し、市民協働推進委員会が必要と認めること

(2) 市民協働推進センター事業部会

ア 市民協働条例の趣旨に基づく市民協働事業の提案（条例第9条及び第10条）に関すること

イ 市民協働事業の提案（条例第9条及び第10条）の選定および助成金の交付に関すること

ウ その他、市民協働推進センター事業の推進に関し、市民協働推進委員会が必要と認めること